

●景観資源の指定について

1 概要

- ・平成30年度に募集した「豊島景観百選」（以下、「景観百選」という）から、豊島区景観条例に基づく「景観資源」の指定を行うにあたって、指定の方向性（案）を検討する。

2 景観百選について

(1) 概要

①目的

- ・景観まちづくりの更なる推進のため、景観条例に基づく「景観資源」の指定候補の掘り起しを視野に入れ、地域の魅力を形成している景観について、広く区民等から募集を実施

②募集期間

→平成30年7月1日～同年12月28日

③募集内容

- ・ゆとりと潤いあるまち並みを創出しているもの
- ・歴史的、文化的な景観に寄与しているもの
- ・人々の生活・営みの魅力が感じられるもの
- ・地域の特性を惹き立てる景観を創出しているもの
- ・その他良好な景観の形成に寄与していると認められるもの

④その他（募集条件）

- ・豊島区内の景観（風景・眺め）であって、通り等の公共空間から見えること等

(2) 募集結果

- ・103件の応募があり、計40件が景観百選に選定。一覧は参考資料のとおり。

3 景観資源指定の方向性（案）

(1) 景観資源の要件

- ・景観条例第26条では、景観資源の要件を次のとおり規定

●指定の客体

- (1) 公共施設等
- (2) 建築物又は工作物
- (3) 樹木又は樹木の集団
- (4) 祭事、催しその他の行事
- (5) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に重要な役割を果たしていると区長が特に認めたもの

●指定の基準

- (1) 区民等に親しまれ、地域を特徴付ける景観を形成しているものであること

(2) 道路その他の公共の場所から容易に望見され、区民等が景観資源を共有できるものであること

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること

(2) 指定の方向性 (案)

①幅広い指定

→景観資源の指定は、地域の個性や魅力を高める良好な景観の形成に重要な役割を果たしているものに法的な位置づけを与え、これらを活かした景観まちづくりを行う上で非常に有用

→景観法による景観重要建造物等の指定とは異なり、指定によって所有者等に新たな負担を課すことはない

→したがって、景観条例第26条(指定に際しての所有者(祭事の場合は主催者)の事前同意)を得られ、かつ、明確な場所の特定ができることを前提に、可能な限り幅広い指定を目指す

②新たな資源の掘り起し

→指定の対象は、良好な景観の形成に寄与しているものの、他の制度では保存や顕彰等が十分に位置づけられてこなかったものを中心とする。したがって、文化財保護法及び景観法で位置づけられたものは、景観資源に指定しない

(3) 今年度の指定 (素案)

・今年度については、初の景観資源として次の指定を検討する。

①公共施設や建築物等：区の所有する公共施設*

②無形の営み：「ふくろ祭り」及び「御会式」

※ただし、南池袋公園については、区民に限らない幅広い人々からも景観上の価値を認められていること等を鑑み、景観重要公共施設として指定することも併せて検討する。

4 今後の活動方針 (案)

(1) 景観資源の指定

<今年度>

○適宜実施：指定素案に係る所有者等からの事前了解の取得

○12月まで：部会等にて景観資源指定の方向性整理

○3月：指定に係る景観審議会への諮問・答申

<次年度以降>

○景観百選の募集及び景観資源の指定

(2) 景観資源の活用

→景観協議の場や景観啓発事業で活用